様式第11号（第26条関係）

|  |
| --- |
| **普通財産貸付申請書** |
| 　　年　　月　　日　　都城市長　　　　　宛て　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　次のとおり普通財産を借り受けたいので、下記の暴力団排除に関する事項及び貸付条件に同意の上、貸し付けを申請します。 |
| 普通財産の名称 | 　 |
| 普通財産の所在地 | 　 |
| 土地、建物等の種別 | 　 |
| 使用面積又は数量 | 　 |
| 使用目的 | 　 |
| 借受希望期間 | 　　年　月　日から　　年　月　日まで |
| 関係図面 | 別添のとおり |
| 【暴力団排除に関する事項】１　申請者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員及び第３号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。２　市が必要と認める場合は、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。３　誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この貸付けを取り消され、不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。------------------------------------------------------------------------------------【貸付条件】１　遅延損害金　　契約書又は貸付承認書において指定した支払期限までに貸付料の支払がなかった場合は、都城市債権管理条例第８条の規定により遅延損害金を徴収します。２　善管注意義務等　　借受人は、貸付けを受けた物件（以下「物件」という。）を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならないものとします。また、物件の維持管理に必要な光熱水費、清掃費、軽微な修繕費その他の経費は、借受人の負担とします。３　転貸等の禁止　　借受人は、事前に市の承諾を受けた場合を除き、物件の転貸、使用目的以外での使用、物件への工作物の設置等をしてはならないものとします。４　貸付けの取消し　　借受人が貸付条件に違反したとき、物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき、借受人が都城市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等であることが判明したときは、市は、この貸付けを取り消すことができるものとします。このうち、貸付条件違反又は暴力団排除条例違反による取消しの場合は、借受人が損害を被ることがあっても、市は賠償等の責めを負わないものとします。５　物件の返還等　　借受人は、貸付期間が満了したとき又は貸付けが取り消されたときは、自己の費用により物件を原状に復して市に返還しなければならないものとします。また、物件に投じた改良費等の有益費があっても、市に請求できないものとします。６　損害賠償等　　借受人の責めに帰すべき事由により物件が損傷又は滅失したときは、借受人は、自己の費用において原状に復するか、生じた損害を賠償しなければならないものとします。 |